



4月14日の第8回常任理事会

今後の私学振興の在り方報告・審議 第8回常任理事会を開催

本連合会は四月十四日、東京・市ヶ谷の私学会館で第八回常任理事会を開催した。

この日は私立中学高校を巡る状況と今後の私学振興の在り方についての報告・審議、部会(委員会)報告が主要議題であった。

冒頭、吉田会長は、平成二十七年年度の都道府県当初予算における私立高等学校等経常費助成(生徒等一人当たり単価)について、「私立中学校に対する助成額が過半数の府県

で国の財源措置額を下回っている。今後、各私学協会とも連携しつつ、何らかの方策を考えていかなければならぬ」と述べた。

この後、吉田会長を議長に報告・審議が進められた。私立中学高校を巡る状況と

今後の私学振興の在り方に関して、福島事務局長が平成二十七年都道府県当初予算における私立高等学校等経常費助成(生徒等一人当たり単価)の概況を報告、続いて本連合会が二十七年の新規要望事項としている「私立中学校生徒への公的支援制度の創設」についての基本的考え方を説明した。

現在、高校には就学支援金が支給されており、また、学校教育法的一条校ではない専修学校生への措置に加え、フリースクールの生徒にも公的支援措置が検討されている。一方で、就学指定の公立中学校を辞退して国立大学附属中学校や公立中高一貫校に入学生徒については授業料無償とされているにもかかわらず、同じ立場にある私立中学校の生徒には全く公的支援措置は行われていない。

さらに、私立中学校の生徒の世帯には年間収入が五百九十九万円以下の層が一四%(およそ七人に一人)を占めていることも受け、関係方面に支援策の検討を要請していく方針が説明され、了承された。また、福島事務局長は政府が六月にも、いわゆる「骨太の方針」を閣議決定して歳出抑制に乗り出す見通しにあることを説明、そうした動きに早めに対応していく必要があるとした。

楠隼問題、英語教育改革など

報告

このほか一般財団法人日本私学教育研究所の中川所長から文科省の「平成二十七年英語教育推進リーダー中央研修」の周知方について要請があり、研修予定などが報告された。



日本私立中学高等学校連合会発行
東京都千代田区九段北四丁目 番二五号
(私学会館内) 郵便番号 〇二一〇〇七三
電話 〇三(三三六)二八二八・一六一五
購読料は一年で三千元(会費を含めて徴収)

www.chukoren.jp

内容

- 理事会・評議員会合同会議開催……2面
- 文科科学記者会と懇談会開く……3面
- 本連合会平成27年度事業計画……4・5面
- 日私教研だより……8面

平成27年度事業計画等を決定

第7回常任理事会、評議員会 合同会議 開催

本連合会は三月十七日、東京・市ヶ谷の私学会館で第七回常任理事会、続いて第一百七十三回理事会・第四百四十六回評議員会合同会議を開催した。

この日の常任理事会は合同会議の運営についての報告・審議、部会（委員会）報告が主要な議題。合同会議は、平成二十六年事業中間報告、平成二十六年事業中間報告、同監査報告、同中間決算案・同監査報告、同報告案に関しては、平成



第173回理事会・第146回評議員会合同会議



私学事業団による年金一元化に関する説明

編入学、学習指導要領の見直し、道徳の教科化、英語教育改革、フリースクールや不登校生に対する財政支援措置の検討が進んでいることや、それらに対する本連合会の対応が報告された。

生徒収容問題では今年四月開校の鹿児島県立楠橋中学校の出張入試について本連合会の再三の要望にも関わらず、東京、大阪、福岡で県外入試が実施されたことなどの経緯と本連合会の対応が報告された。

二十六年事業中間報告案は原案通り承認され、続いて、昨年十二月三十一日現在の平成二十六年事業中間決算案、平成二十六年の私立中学高校の生徒数等が確定したことによる補正予算案が提案、承認された。

引き続き福島事務局から平成二十七年の事業計画案、同収支予算案が説明され、いずれも承認された。

二十七年事業計画については、私立学校関係国庫補助金に関する対策や私学助成による財源措置に関する対策、私立中学校、高校、中等教育学校に関する調査研究事業、広報事業、一般財団法人日本私学教育研究所の運営など、前年度を踏襲しつつ、特に、私立中学校生徒に対する公的支援措置の実現、マスコミとの意見交換・情報交換を充実する等の方針が説明された。

また平成二十七年の収支予算案については私立中学高校の学校数・生徒数は、前年度当初予算の積算数値を踏襲し予算を編成したことが説明された。二十七年事業計画案、同収支予算案は原案通り承認された。

部会（委員会）報告では、各都道府県の平成二十七年私学関係予算の経常費補助単価の状況が説明された。知事選挙などのため未定の県も数県あることから、引き続き調査を進め、各都道府県の現状把握に努めることが福島事務局長から報告された。

この後、文部科学省による各種教育改革の状況、「平成二十六年度公私立高等学校協

私学事業団が年金一元化問題で説明行う

合同会議終了後には、日本私立学校振興・共済事業団の塩飽企画室長、荒井企画室参事、松浦数理統計室長による「被用者年金制度一元化等による変更点」に関する説明が行われた。

今年十月からは私学教職員も厚生年金法の適用を受け、厚生年金の第四号被保険者となる。公的年金として、いわゆる三階部分の職域年金は廃止されるが、それに代わるものとして、国公立教職員との待遇均衡の観点から退職等年金給付が創設されることになった。

また、私立中学高校にも大きく影響する中央教育審議会をはじめとして文部科学省内に様々な検討会が設置され、高大接続（二つの新テスト創設）、小中一貫教育の制度化、高校専攻科から大学への

教育改革や私立中学高校振興

文部科学記者会と懇談会を開催

本連合会は四月二十二日、東京・市ヶ谷の私学会館で文部科学記者会と中高連役員との懇談会を開催した。

この懇談会は、本連合会の活動状況や考え方をマスコミ各社に説明、私立中学高校教育の現状と課題等をテーマに、本連合会の関係役員が文部科学記者会加盟各社の記者と忌憚のない意見・情報交換を行うもの。

今回の懇談テーマは、①教育改革の動向と私立中学・高校(新テスト「仮称」)への対応、新しい教育の方向と次期学習指導要領の改訂 ②私立中学・高校の振興(鹿児島県立楠井中学・高校の生徒募集、私立中学の現状と振興、私立中学・高校の耐震化と公的支援)。本連合会からは、吉田晋会長、近藤彰副会長、堀井章副会長のほか、實吉幹

夫、平方邦行、長塚篤夫、清水哲雄、中川武夫、川島英和の各常任理事、和田孫博評議員、福島康志事務局長が出席。記者会からは、朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞、共同通信(社会部)の記者計五人が出席した。懇談は、本連合会総務広報部会長の堀井副会長の司会進行で約二時間行われた。冒頭、吉田会長は、今回の

大学入試センター試験に代わる新テストや英語教育改革は、学習指導要領の改訂

以前に行われるため、教育現場での対応に混乱が生じる恐れがある事や、大学の対応方針が明確でない中で

行の現状に苦慮している旨を説明した。続けて本連合会役員から教



新テストなどが取り上げられた懇談会

文科省初中局長に要望書

本連合会は三月二十五日、文部科学省の小松親次郎・初等中等教育局長に、「県立中高一貫教育校による当該県以外での生徒募集活動について」と題する要望書を提出した。

県立 県外人試の是非の見解、根拠を

本連合会は三月二十五日、文部科学省の小松親次郎・初等中等教育局長に、「県立中高一貫教育校による当該県以外での生徒募集活動について」と題する要望書を提出した。

今回の要望書提出は、鹿児島

立学校の役割という観点から文部科学省の見解を求めたもの。昨年十一月二十六日の全国

問題についての見解を求めることを確認していた。同省に見解を求めた点は次

都道府県の生徒受け入れを前提とする県立学校の存立)の是非③県立学校が他の都道府県で入学試験を実施することの是非(是認の場合、法令上の明確な根拠)④公私立高等学校協議会の今日的意義とそれに係る文部省局長通知の役割。

二十七年に向けて実施してきた一連の生徒募集活動に関して改めて教育秩序のあり方や地方教育行政の中での県公立高校の全国募集に係る活動の基盤とすること(他の

求められている)アクティブ・ラーニングの経験はほとんどない「高校生の相当数が(制度設計が進む)二つの新テストを複数回受けることになり、負担が大きい。相当の前の意見が出された。また、私立中学・高校の振興に関しては、本連合会から今春、各都道府県の公私立高校間の入試期日等の調整を考慮せず、しかも県外人試を実施した鹿児島県立楠井中学高校問題の説明、公立高校の役割とは何かの問題提起が行われたほか、私立中学生に対しては、奨学金制度すらない状況であり、公的支援が抜け落ちている現状等が説明された。マスコミ各社からは、教育改革に関して、定めた期間内の完遂を疑問視する意見や、公立高校の県外募集に関する説明が求められた。また、根本に立ち返って大学入試改革は本当に必要なのか、私学側の考えを伺いたいとする質問などが出された。

日本私立中学 高等学校連合会 平成27年度事業計画

私立学校を取り巻く情勢が激変する中で、私立中学校、高等学校および中等教育学校教育の振興を図るため、加盟団体および関係諸団体との緊密な連絡提携のもとに、会則に定める「目的および事業」に基づき、次の主要事業を行う。

I. 私立学校教育の振興充実に関する事業

1. 私立学校関係国庫補助金に関する対策

①私学助成をめぐる状況に対応し、現行の国庫補助制度の堅持、拡充を図る。

②私立高等学校等経常費助成費等補助金は、構成要素である一般補助、特別補助等それぞれの充実を通じて総額・内容の拡充を図る。

③耐震化工事、激甚災害対策、老朽校舎の改造、改築等に対する補助金について公立学校と同等の水準の確保を図る。

④学校の施設・設備等の教

育環境の改善充実に對する補助金の充実に對する。

⑤高等学校等就学支援金制度の更なる改善充実に對し、私立高等学校学納金の実質的な負担軽減を図ることにより、公立高等学校との負担格差是正を目指す。

⑥私立義務教育学校に学ぶ児童、生徒に對する国による修学支援措置の実現を図る。

⑦私立定時制高等学校生徒の修学環境の充実に對する補助金の充実に對する。

⑧日本私立学校振興・共済事業団の出資金および財政投融資資金ならびに長期給付に對する補助金の維持、充実に對する。

⑨私立学校の特色ある教育その増額を図る。

⑩都道府県による私立高等学校授業料等軽減事業に對する国の財政支援措置の拡充を図る。

③日本私立学校振興・共済事業団に對する補助財源の確保とその増額を図る。

④私立学校教職員退職金社(財)団に對する補助財源の確保とその増額を図る。

⑤私立高等学校生徒授業料軽減分に對する補助財源の確保とその増額を図る。

⑥その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

る補助財源の確保を支援する事業団に對する補助財源の確保とその増額を図る。

④私立学校教職員退職金社(財)団に對する都道府県による補助財源の確保を支援する。

⑤私立学校振興会に對する都道府県による補助財源の確保を支援する。

⑥その他、都道府県による私立学校の振興に必要な補助財源の確保を支援する。

生徒等の保護者に對する税制の改善を図る。

③その他、私立学校関係の税制のあり方について中・長期的な検討を行う。

5. 私学助成財源、学校教育における公費支出のあり方等に関する調査研究および対策

国庫補助制度の

堅持・拡充図る

私立中学校生徒

への修学支援

措置
実現

⑩その他、私立学校教育の振興に必要な補助財源の確保

3. 都道府県の私学助成に関する対策

①都道府県私学助成状況調査を実施しその報告書を作成する。

②私立中学校、高等学校および中等教育学校に對する都道府県による経常費助成の税源の確保を図る。

③日本私立学校振興・共済事業団に對する都道府県による

財源の確保を支援する。

⑦都道府県私学協会長・事務局長会議等の拡充を通じて、懸案事項や情報の共有化を図り、地方における私学振興運動を積極的に支援する。

⑧私立学校関係税制に関する対策

①寄附税制など学校法人に對する税制上の優遇措置の維持、拡大を図る。

②教育費減税など私立学校に對する基礎資料の収集

①私立学校が直面する基本的かつ重要な問題についてテーマ別に検討し、その結果を加盟団体および所属各学校に提供する。

②教育における国と地方の役割分担のあり方、現行の「国庫補助金制度」「地方交付税制度」等を検証し、今後の私学助成財源のあり方について必要に応じ調査研究を行い対策を講ずる。

③都道府県間、公立学校間、私立学校間での公費支出の格差是正方策について調査研究を行う。

II. 中学校、高等学校、中等教育学校教育に関する調査研究事業

1. 加盟団体および所属各

学校に関する基礎資料の収集

および報告書の作成

①私立中学高等学校実態調査を実施しその報告書を作成する。

②全国私立中学高等学校名簿を作成する。

③調査研究資料の収集を行う。

④その他、必要に応じて調査を行う。

2.私立学校に関する法令、制度等に関する調査研究および対策

①私立学校法、私立学校振興助成法等私立学校に関する法令、条例、制度等の検討を行い、関連する各種法令、制度等の見直しに対して必要に応じて対策を講ずる。

②私立学校の教育課程に関する調査研究を行う。

③私立学校に係る「教育再生」「教育改革」「規制改革」等諸改革に対して検討し必要に応じて意見表明等の対策を講ずる。

④その他、私立学校の教育および運営に関する当面する諸問題について検討を行う。

3.生徒収容に関する調査

研究および対策

①都道府県における生徒収容と公立高等学校協議会の実態に関する調査を実施しその報告書を作成する。

②生徒収容に関する当面する課題について必要に応じて調査研究を行いその報告書を作成する。

③生徒収容に関する全国会議を開催し情報交換を行う。

④公立中高一貫教育校の設置拡大について検討を行い、必要に応じて対策を講ずる。

⑤私立中高一貫教育に関する当面する諸問題について検討を行い、必要に応じて対策を講ずる。

⑥私立義務教育学校に学ぶ児童、生徒に対する国の支援措置の実現に向けて、法的根

私立中高校の立場から教育改革等に意見表明

文科記者会等と情報交換含め効果的な広報活動実施

4.私立中学校教育に関する調査研究および対策

①国公私立を含めた義務教育に対する公費支出のあり方について検討を行う。

②私立中高一貫教育について実態を把握し、教育課程のあり方等について検討を行う。

③私立学校の立場から小中学校の接続のあり方について検討を行う。

④グローバル人材育成を推進する観点から、私立中高校の充実に関する情報、資料の収集と整備を行う。

④国公立中高一貫教育校の設置拡大について検討を行い、必要に応じて対策を講ずる。

⑤私立中高一貫教育に関する当面する諸問題について検討を行い、必要に応じて対策を講ずる。

⑥私立義務教育学校に学ぶ児童、生徒に対する国の支援措置の実現に向けて、法的根

拠、制度的妥当性等について検討し、考え方をまとめる。

5.国際交流に関する調査研究および対策

①日本教育連盟との連携と

その主催事業である日韓文化交流事業への参加のあり方について検討する。

②グローバル人材育成を推進する観点から、私立中高校の充実に関する情報、資料の収集と整備を行う。

③加盟団体に所属する各学会、全国私立工業高等学校長会、全国私立看護高等学校協会、全国私立高等学校定時制会、全国私立小学校協会、全国私立高等学校保護者会連合会、日本私立小学校連合会、日本私立学校振興・共済事業団、私学研修福祉会、全国私学振興会連合会、全私学連合会、日本教育連盟、その他、教育関係団体と連絡提携する。

④機関紙「私学時報」を原則年6回発行する。

⑤ホームページの刷新充実を行う。

⑥マスコミへの情報発信の

⑦一般財団法人日本私学教育研究所の運営ならびに委託している「学校教育および私学経営に関する調査研究事業」

③帰国生徒教育の実態を把握するための検討を行う。

⑥その他、緊急に対応すべき事項に関する調査研究および対策

Ⅲ. 広報事業

Ⅳ. その他の事業

Ⅴ. 一般財団法人日本私学教育研究所の運営

Ⅵ. 関係諸団体との連絡提携

Ⅶ. 会議の開催

①加盟団体に所属する各学会、全国私立工業高等学校長会、全国私立看護高等学校協会、全国私立高等学校定時制会、全国私立小学校協会、全国私立高等学校保護者会連合会、日本私立小学校連合会、日本私立学校振興・共済事業団、私学研修福祉会、全国私学振興会連合会、全私学連合会、日本教育連盟、その他、教育関係団体と連絡提携する。

②本連合会が団体契約して、全国私立高等学校定時制会、全国私立小学校協会、全国私立高等学校保護者会連合会、日本私立小学校連合会、日本私立学校振興・共済事業団、私学研修福祉会、全国私学振興会連合会、全私学連合会、日本教育連盟、その他、教育関係団体と連絡提携する。

③マスコミへの情報発信の

④機関紙「私学時報」を原則年6回発行する。

⑤ホームページの刷新充実を行う。

⑥マスコミへの情報発信の

①理事会 原則として年2回開催(5月・3月)

②評議員会 原則として年2回開催(5月・3月)

③常任理事会 原則として年間計画に基づいて開催

④監事会 年2回開催

⑤正副会長会 常設 必要に応じて開催

⑥運営役員会 常設 必要に応じて開催

⑦部会・部会委員会 常設 必要に応じて開催

⑧特別委員会 必要に応じて開催

⑨理事・監事・評議員・事務局長会議 必要に応じて開催

⑩都道府県私学協会長・事務局長会議 必要に応じて開催

⑪その他の会議 必要に応じて開催

⑫その他、必要に応じて開催

⑬その他、必要に応じて開催

①理事会 原則として年2回開催(5月・3月)

②評議員会 原則として年2回開催(5月・3月)

③常任理事会 原則として年間計画に基づいて開催

④監事会 年2回開催

⑤正副会長会 常設 必要に応じて開催

⑥運営役員会 常設 必要に応じて開催

⑦部会・部会委員会 常設 必要に応じて開催

⑧特別委員会 必要に応じて開催

⑨理事・監事・評議員・事務局長会議 必要に応じて開催

⑩都道府県私学協会長・事務局長会議 必要に応じて開催

⑪その他の会議 必要に応じて開催

⑫その他、必要に応じて開催

⑬その他、必要に応じて開催